



家族の連絡先(携帯電話等)		災害時の避難に関する決め事	
名前	連絡先(TEL)	災害時避難所	
		津波避難場所	
		一時避難場所	
		メモ(アレルギー・薬名など)	

固定電話使用の場合

伝言の録音方法 災害用「伝言ダイヤル171」のかけ方

171 ⇒ 1 ⇒ (△△△)XXX-□□□ 伝言を入れる

ガイダンスが流れます → 被災地の方は自宅の番号、被災地以外の方は被災地の方の電話番号

伝言の再生方法 災害用「伝言ダイヤル171」の聞き方

171 ⇒ 2 ⇒ (△△△)XXX-□□□ 伝言を聞く

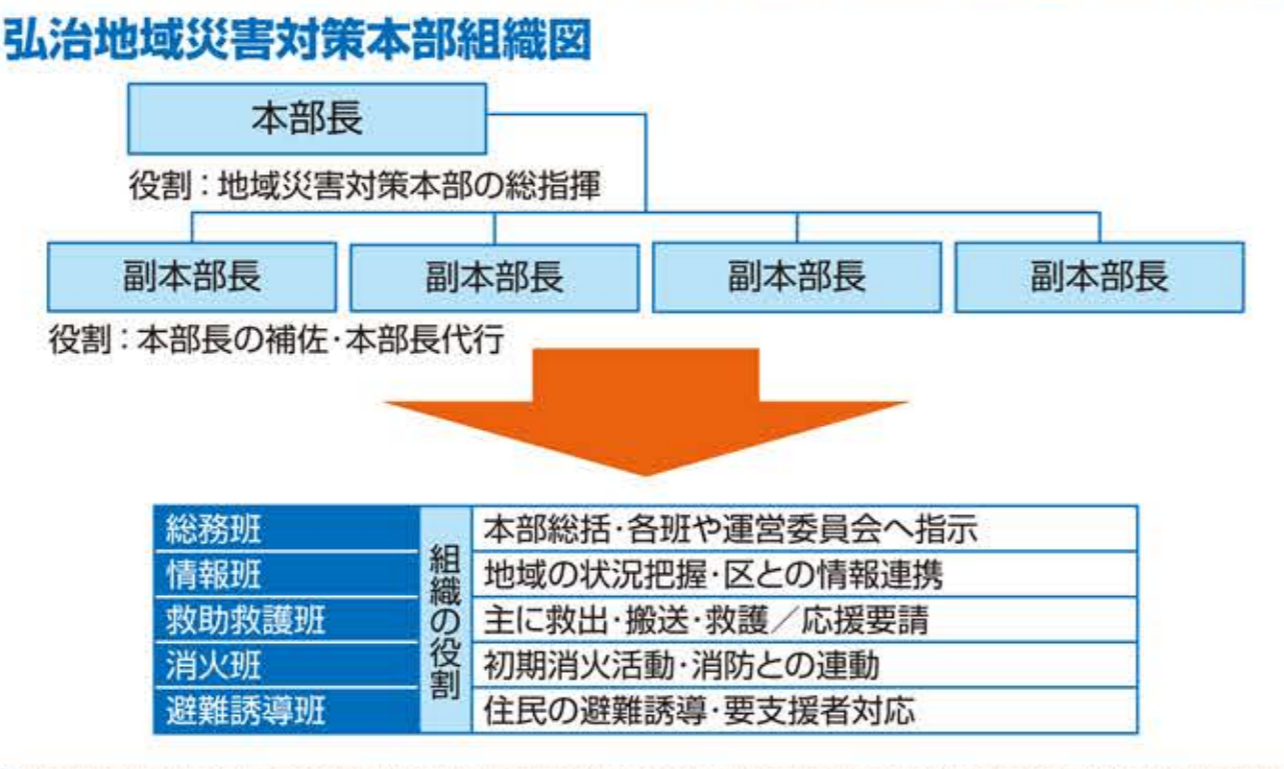
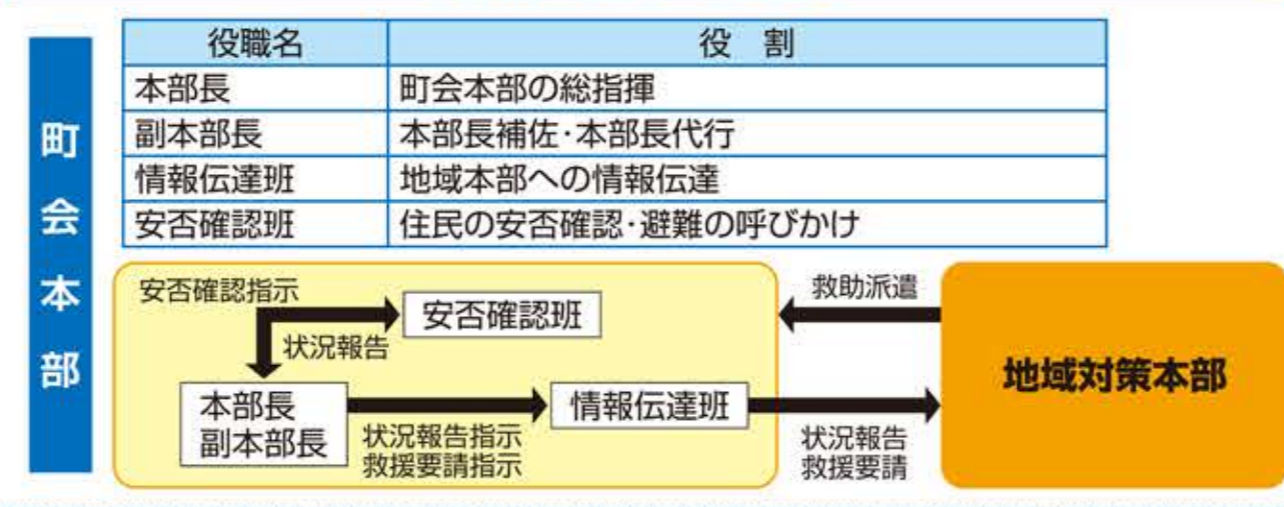
ガイダンスが流れます → 被災地の方は自宅の番号、被災地以外の方は被災地の方の電話番号

※携帯電話の場合は、災害用伝言板をご利用ください
(使用方法については、各携帯会社にご確認ください)

避難所の基本ルール

- 避難所を利用される方は、次の「ルール」を守ってください
避難所運営委員会
- 避難所の入・退所時は受付の指示に従い「避難者名簿」を作成し提出してください。一時的に当避難所を利用される方も作成・提出をお願いします。(退所時は、転居先を確認させていただく場合があります)
 - 介護の必要な方、持病のある方など生活に配慮が必要な方は受付にて申し出てください。(詳細な情報を確認させていただく場合があります)
 - ペットなど動物類の入所については、別途定めるルール「**ペット飼育ルール**」に従い飼育管理を行ってください。
 - 自家用車の避難所内への入場は、原則禁止します。**但し、要配慮者等の移送用として一時的に入場が必要な場合は受付に申し出てください。
 - 避難所施設内には、危険箇所など入室や使用を禁止している場所があります。貼紙・札等の表示に従ってください。
 - 避難所内は、救護室・福祉室などの専用スペースと住居スペースにレイアウトしています。「**避難所配置図**」をご覧ください。
 - 喫煙や火気使用は所定の場所以外は禁止します。「**火気使用ルール**」に従った施設利用をお願いします。
 - 各種情報の伝達は、避難所内の掲示板(情報コーナー)で行います。
 - 避難所の施設・運営状況の変化や衛生管理の観点から、生活スペースを移動する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

各組織の役割



避難所運営委員会	役職名	役割
	委員長	避難所運営の総指揮
	副委員長	委員長補佐・委員長代行
	庶務部	避難所の把握・情報開示
	管理部	避難所受付・名簿管理
	食糧部	食糧物資の管理・確保／炊出し
	救護部	救護所・福祉避難室の運営
	衛生部	避難所内の衛生管理
	物資部	備蓄物資・救援物資の管理と配給

避難所の基本ルール

- 起床・就寝時間の設定や清掃・ごみ処理、プライバシーの保護など共同生活上の標準的なルールを定めた「**共同生活ルール**」及び各個別ルールに従った避難生活をお願いします。
 - 安心安全な環境を確保するために夜間警備を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。
 - 食糧・物資等は、原則として全員に公平に提供できる状態で指定の場所で配布します。
 - 避難所は避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。避難者の皆さんに運営に関わる協力をお願いする場合がありますので、積極的な参加をお願いします。
- ※各個別ルールにつきましては、避難所内の所定場所に貼りますのでルールに従った避難生活をしましょう

～避難所にペットを連れてこられる方へ～

- 避難所内では必ず指定された場所でゲージ(檻)の中に入れるか、リードにつないで飼育してください。※屋内ではゲージ(檻)の中に入れていただきますようお願いいたします。
- 避難所には動物に対する備えは基本的にはありませんので、避難所に連れてくる際は飼い主でご準備ください。

災害時避難行動要支援者について

◆要支援者の避難方法

「視覚障がい」

わかりやすく複数回繰り返し伝え、誘導は腕をつかんでもらう

「聴覚障がい」

正面から口を大きく動かしゆっくり伝え、伝わらない場合は紙などに書いて伝える

「肢体が不自由」

車椅子や担架など利用
あるいは背負って早めに避難します

「子どもや妊産婦」

子どもに恐怖心を煽らない
妊婦の方や赤ちゃんには、あわてず早めに避難できるよう介助しましょう

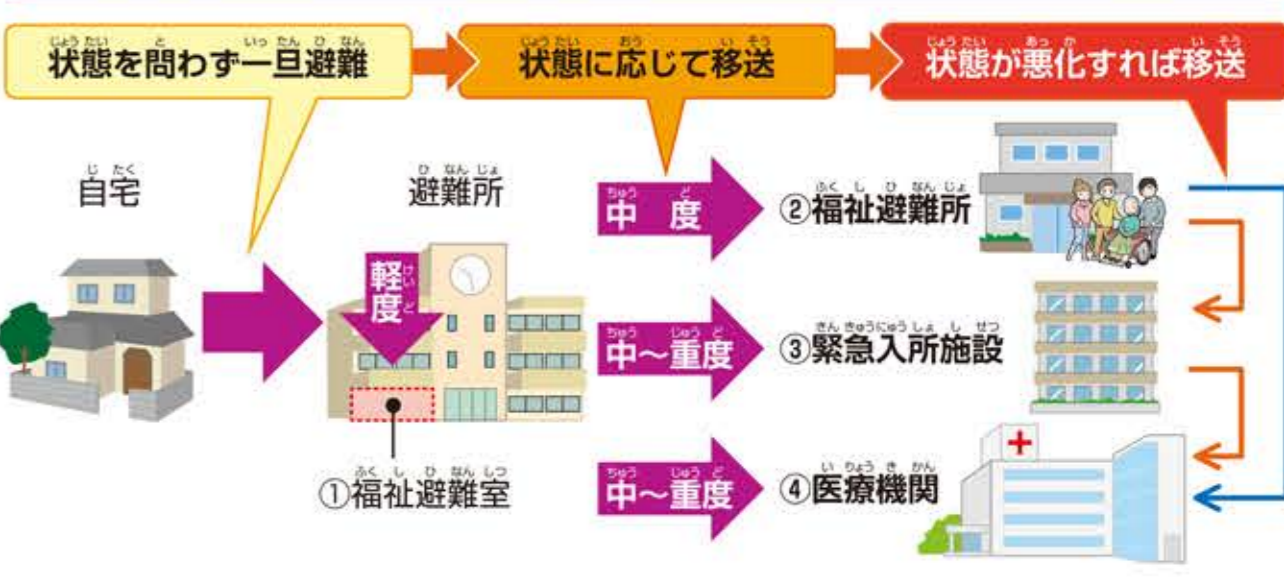
「高齢者」

身近な避難場所の説明
大きな声でゆっくりと話す
また恐怖心を煽らず正確に情報の伝達をする

「日本語がわからない外国人」

災害の情報を身振り手振りなどで伝えましょう

「要支援者」の避難と施設受け入れの流れ



避難者状態	避難先
配慮が必要	軽度 福祉避難室(※) ①
専門的なケアなどの特別な配慮が必要	中重度 福祉避難所 ②
身体状況の悪化等により福祉避難所での生活が困難	中～重度 緊急入所施設 ③
医療的な処置や治療が必要	中～重度 医療機関 ④

※福祉避難室とは一般の避難所(災害時避難所)の中に設ける配慮を施したスペースのこと

◆わたしの情報

氏名 _____ 住所 _____ 電話番号 _____

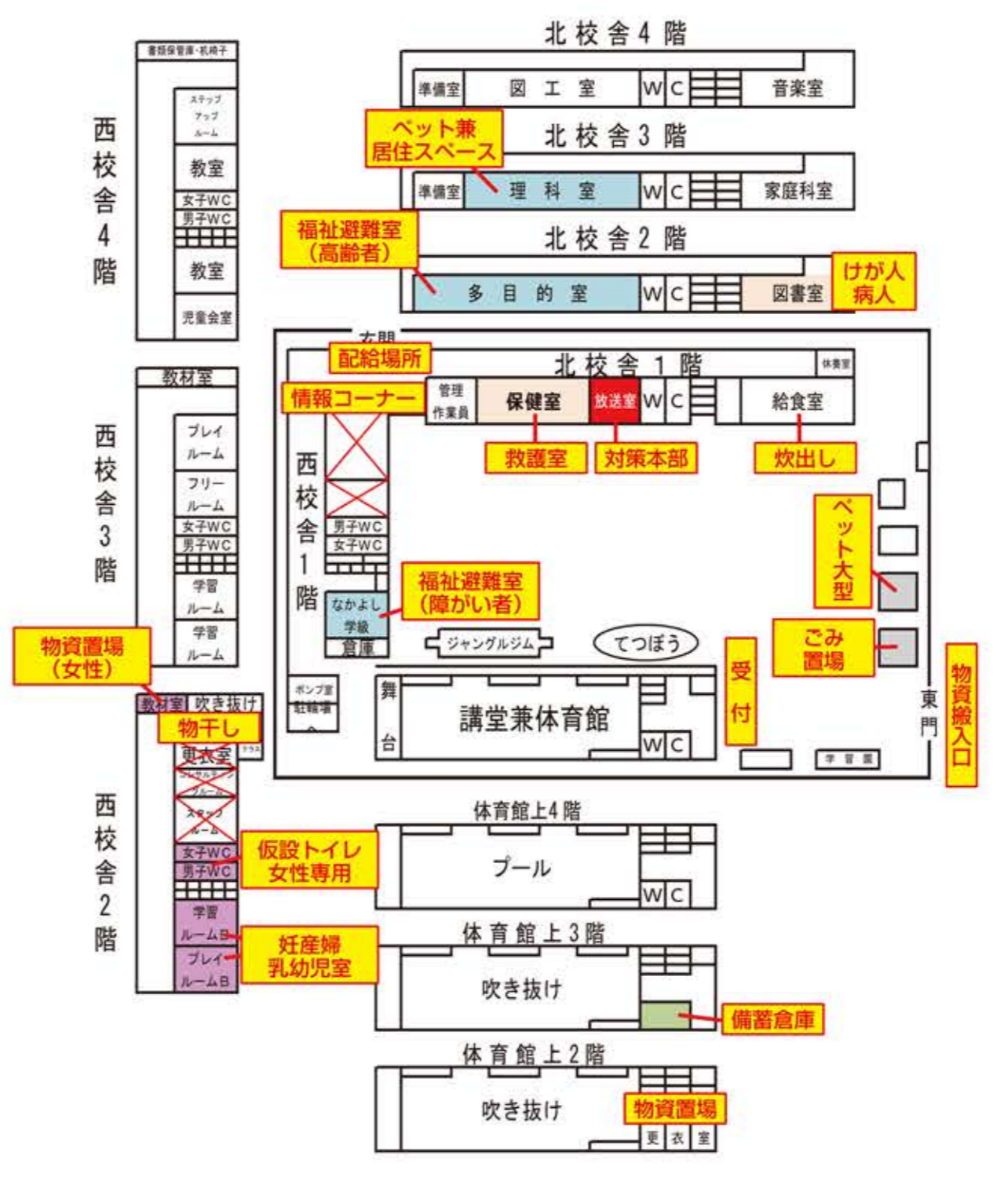
◎支援が必要な理由(要介護度・障がい者手帳の等級) _____

◎かかりつけの医療機関・施設 _____

緊急連絡先 名前 _____ 続柄 _____ 電話番号 _____

弘治(小学校)避難所の配置図

「災害時避難所」は、災害時に混乱が生じないよう、事前に専用施設(本部、救護室他)や避難室など機能別の配置をきめています。
【※状況により変更する場合があります】



各部屋の利用方法

階	教室名	用途	階	教室名	用途
1	体育館	避難室	3	教材室	避難室
1	給食室	炊出し	3	プレイルーム	避難室
1	放送室	地域対策本部	3	フリールーム	避難室
1	保健室	救護室	3	学習ルーム(G1)	避難室
1	管理作業員室	救護室(予備)	3	学習ルーム(G2)	避難室
1	なかよし学級	福祉避難室(障がい者)	3	備蓄倉庫	備蓄物資
1	倉庫		4	音楽室	避難室
1	玄関前ピロティ	配給場所 情報コーナー	4	図工室	避難室
2	図書室	ケガ人・病人室	4	図工室準備室	避難室
2	多目的室	福祉避難室(高齢者)	4	書類保管庫 机・椅子	避難室
2	教材室	物資置場(女性)	4	ステップアップルーム	避難室
2	学習ルームB	妊産婦室	4	教室	避難室
2	プレイルームB	乳幼児室	4	教室	避難室
3	家庭科室	炊出し(予備)	4	児童会室	避難室
3	理科室	ペット兼住居スペース			
3	理科準備室				

※避難室等の使用については、避難所開設時に避難所運営委員会の指示に従ってください
※女性のプライバシー保護の観点から、西校舎2階は、女性専用スペースで男性の立入は制限されます